「南小いじめ防止基本方針」（令和７年度４月改訂）

「南小いじめ防止基本方針」は、「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「埼玉県基本方針」）並びに「行田市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「行田市基本方針)」をふまえて作成するものである。したがって、いじめ防止等の取組を行う基本的な方向や取組の内容は、「埼玉県基本方針」、「行田市基本方針」と同様とする。

１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法」より）

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

①　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

②　仲間はずれ、集団で無視をされる

③　ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

④　金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

⑤　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこと、不本意なことをされたり、させられたりする

⑥　パソコンやタブレット、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

ただし、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たって、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

(2) いじめに対する基本認識

子どもたちのいじめを防止するためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、以下のような意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

①　いじめは絶対に許されない

②　いじめは卑怯な行為である

③　いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる

④　いじめは大人の見えないところで行われることが多く、発見しにくい

いじめの問題の克服は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校全体の課題である。

(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、以下の４点を重視して行う。

① 全ての児童が安心して学校生活を送れるようにするため、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること

② いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、全ての児童が十分に理解できるようにすること

③ いじめ防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意し、児童がいじめの問題を自ら解決していこうとする態度を育成すること

④ いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服を目指すこと

(4) いじめの未然防止、早期発見、~~早期解決~~迅速な対応について

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、以下の３つの視点でいじめの防止等のための取組を行う。

① いじめの未然防止

いじめの問題を根本的に克服するためには、教職員をはじめとする関係者が一体となっていじめを生まない土壌をつくることが必要である。

そのためには、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」という基本認識を徹底して指導し、児童の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、ストレスに適切に対処できる力を育み、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりをする。併せて、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発をする。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。そこで、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等の周知により、児童がいじめの被害や事実を訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守る。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校における組織を活用して行う。

③ いじめへの~~早期解消~~迅速な対応

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・報告・相談の内容や、事案に応じては、関係機関と連携して対応する。

このため、教職員は、平素よりいじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とする体制を整備する。

なお、いじめの解消にあたっては、「いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月を目安）継続していること」や「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の２つが必要である。しかし、再発する可能性もあるため、継続して注意深く見守ることが重要である。

２　いじめの防止等のための具体的事項

ここからは、本校の実態に応じ、「(1)　いじめの未然防止等のための具体的な取組」と「(2)　いじめの早期発見のための取組」を定める。

(1) いじめの未然防止等のための具体的な取組

①　学級経営の充実

・ソーシャルスキル・人間関係スキルのトレーニングを実施

・いじめを考える授業と各自の「行動宣言」の掲示

・「南っ子　心のアンケート」の実施【毎月１回】

~~・Ｈｙｐｅｒ－ＱＵの実施（４～６年）~~

・個人面談・教育相談を定期的または必要に応じ実施

・「行田版　ケイタイ・スマホ　家庭の約束」の活用

・児童自身による「南小版　スマホのルール」の作成（５・６年）

・外部講師による情報モラル教室の実施（高学年）

②　道徳教育の充実

・自己肯定感、自尊感情の育成

・人権尊重意識の向上

③　なかよし班の充実（縦割り活動）

・よりよい人間関係の育成

④　相談体制の充実

~~・Ｈｙｐｅｒ－ＱＵの活用~~

・学校運営協議会の機能を生かし、家庭・地域・関係団体等（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育研修センター等）との連携

・生徒指導委員会の活用

(2)　いじめの早期発見のための取組

①　「南っ子　心のアンケート」の実施【毎月１回】

②　家庭・地域・関係団体等との連携

③　生徒指導委員会【毎月１回】

④　配布したタブレットの使用状況の把握【適宜実施】

(3) いじめ防止等の対策のための組織

「生徒指導委員会（いじめ対策支援委員会）」

◎構成員　　校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、学年主任、生徒指導主任、教育心理相談主任、当該学級担任、特別支援コーディネーター

◎活動内容　いじめの防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対応
いじめに関する児童の理解

◎開催　　「毎月１回」及び「いじめ事案発生時」

３　重大事態への対応

(1)　重大事態の定義

ア　いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ　いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席する（年間３０日を目安とし、一定期間連続している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ　児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2)　重大事態への対応

○　重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

○　教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○　上記組織を中心にして、事実関係を明確にするための調査を実施すると共に、関係機関との連携を適切にとる。

○　上記調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。（※詳細な調査を行わなければ事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々しく「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしない。）